条例改正の要旨

①一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等については、地域公共交通会議で協議を整えたうえで届け出ることが可能であったが、道路運送法の一部改正により、改正後の道路運送法第9条第4項に規定する協議会で協議することとされたことから、地域公共交通会議の所掌事項から運賃等に関することを除いた。

※独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃の協議については、構成員を限定して行うこととされた

②道路運送法施行規則の一部改正により、地域公共交通会議と運営協議会(岩倉市でいう岩倉市福祉有償運送運営協議会)が統合されることとなった。

法令において経過措置が設けられ、現存する運営協議会は改正後の法に基づく 地域公共交通会議とみなすこととされたが、本市においては、福祉有償運送運営 協議会が現在開催されていない(委員も委嘱されていない)ことから、この機に地 域公共交通会議と運営協議会を統合することとし、岩倉市地域公共交通会議条例 に福祉有償運送に関する規定等を追加するとともに、岩倉市福祉有償運送運営協 議会条例を廃止することとした。